

議案第5号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2第39号金額の欄ア中「（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。第41号アにおいて同じ。）」を「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」に改め、同号金額の欄イ(エ)中「非住宅建築物」の次に「((イ)に掲げる場合を除く。）」を加え、同号金額の欄イに次のように加える。

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 91,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき 158,000円

別表第2第41号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄イ(エ)中「非住宅建築物」の次に「((イ)に掲げる場合を除く。）」を加え、同号金額の欄イに次のように加える。

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）

る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 45,500円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき 79,000円

別表第2第43号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄イ中「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に改め、同号金額の欄ウ中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同号金額の欄エ中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表第45号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄イ中「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に改め、同号金額の欄ウ中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同号金額の欄エ中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表第47号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～38 省略			1～38 省略		
39 都市の 低炭素化の 促進に關す る法律（平 成24年法 律第84 号）第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に關する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7)～(9) 省略 イ ア以外の場合 (7)～(9) 省略 (エ) 住宅用途を含 む建築物の住宅 用途以外の部分 及び非住宅建築 物（(オ)に掲げ る場合を除 く。）次に掲 げる区分に応じ それぞれ次に定 める額 a～b 省略	39 都市の 低炭素化の 促進に關す る法律（平 成24年法 律第84 号）第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に關する法 律第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類（住宅の品質確保の促進等 に關する法律第5条第1項に規 定する登録住宅性能評価機関又 はエネルギーの使用の合理化等 に關する法律（昭和54年法律 第49号）第76条第1項に規定 する登録建築物調査機関が作成 したものに限る。第41号アにお いて同じ。）が提出された場合 (7)～(9) 省略 イ ア以外の場合 (7)～(9) 省略 (エ) 住宅用途を含 む建築物の住宅 用途以外の部分 及び非住宅建築 物 次に掲げる 区分に応じそれ ぞれ次に定める 額 a～b 省略

		<p>(ウ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき <u>91,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1 件につき <u>158,000円</u></p>			
40 省略			40 省略		
41 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅</p>	41 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅</p>

定する審査を除く。)	用途以外の部分及び非住宅建築物((オ)に掲げる場合を除く。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	a~b 省略	
定する審査を除く。)	用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	a~b 省略	
42 省略		
43 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

定する審査を除く。)	用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	a~b 省略	
定する審査を除く。)	用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	a~b 省略	
42 省略		
43 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

<p>関する法律 (平成27 年法律第 53号)第 29条第1 項の規定に 基づく建築 物エネル ギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査(次号 に規定する 審査を除 く。)</p>	<p>向上計 画認定 申請手 数料</p>	<p>30条第1項各号に掲げる基準 に適合していることを示す書類 又はこれに類する書類として市 長が別に定めるものが提出され た場合 (7)～(9) 省略 イ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令(平成28年経済産業省令・国 土交通省令第1号)第10条第2 号イ及びロに定める基準に適合 するもの (7)～(4) 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第10条第1号イ(1)及びロ(1) に定める基準に適合する非住宅 用途を含む建築物の非住宅部 分 次に掲げる区分に応じそれ ぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第10条第1号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合する非住宅 用途を含む建築物の非住宅部 分 次に掲げる区分に応じそれ ぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略</p>
<p>44 省略</p>		
<p>45 建築物 のエネル ギー消費性 能の向上に 関する法律</p>	<p>建築物 エネル ギー消 費性能 向上計</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する 法律第30条第1項各号に掲げ</p>

<p>関する法律 (平成27 年法律第 53号)第 29条第1 項の規定に 基づく建築 物エネル ギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査(次号 に規定する 審査を除 く。)</p>	<p>向上計 画認定 申請手 数料</p>	<p>30条第1項各号に掲げる基準 に適合していることを示す書類 が提出された場合 (7)～(9) 省略 イ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令(平成28年経済産業省令・国 土交通省令第1号)第8条第2号 イ及びロに定める基準に適合す るもの (7)～(4) 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に 定める基準に適合する非住宅用 途を含む建築物の非住宅部 分 次に掲げる区分に応じそれ ぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に適合する非住宅用 途を含む建築物の非住宅部 分 次に掲げる区分に応じそれ ぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略</p>
<p>44 省略</p>		
<p>45 建築物 のエネル ギー消費性 能の向上に 関する法律</p>	<p>建築物 エネル ギー消 費性能 向上計</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の建築物エネルギー消 費性能向上計画が建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する 法律第30条第1項各号に掲げ</p>

第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (次号に規定する審査を除く。)	画変更 認定申請 手数料 料	る基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7)～(9) 省略 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの (7)～(4) 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略
46 省略		
47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建	建築物 エネルギー消費性能 認定申請 手数料 料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (次号に規定する審査を除く。)	画変更 認定申請 手数料 料	る基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (7)～(9) 省略 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの (7)～(4) 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)～(4) 省略
46 省略		
47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建	建築物 エネルギー消費性能 認定申請 手数料 料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(7)～(9) 省略 イ～オ 省略
48～56 省略	

建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(7)～(9) 省略 イ～オ 省略
48～56 省略	

参考

○経済産業省 国土交通省令第五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（第八条―第十一条）」を「第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準（第八条・第九条）」に改める。

第一条第一項第一号中「第八条第一号」を「第十条第一号」に改め、同項第二号中「第八条第二号」を「第十条第二号」に改める。

第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第三項及び第四項、第五条第一項、第三項及び第四項、第六条並びに第七条中「に規定する」を「の」に改める。

第十一条中「第八条第三号ロ(2)に規定する」を「第十条第三号ロ(2)の」に、「第九条」を「第十一条」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二号ロ」を「第十条第二号ロ」に、「に規定する」を「の」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「に規定する」を「の」に改め、同条を第十一条とし、第八条第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ(2)中「に規定する」を「の」に改め、同条を第十条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

（住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

第八条 法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 住宅事業建築主が平成三十二年度以降に新築する一戸建ての住宅が、第一条第一項第二号イに適合するものであること。

二 住宅事業建築主が各年度に新築する一戸建ての住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する一戸建ての住宅の住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

（住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量）

第九条 住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅事業建築主が平成三十一年度までに新築する一戸建ての住宅 次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
$$E_{ST} = (E_{ST} + E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SW} + E_{EM}) \times 0.9 + E_{EM} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SW} 、 E_{EM} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{EM} 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

二 住宅事業建築主が平成三十二年度以降に新築する一戸建ての住宅 次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
$$E_{ST} = (E_{ST} + E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SW} + E_{EM}) \times 0.85 + E_{EM} \times 10^{-3}$$

附則第三条第一項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第八条」を「第十条」に改める。

附則第四条第二項中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第八条」を「第十条」に改める。

別表中「 E_{ST} 」を「 E_{ST} 」に改める。

附則
（施行期日）
この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三十三中「 E_{ST} 」を「 E_{ST} 」に改める。